

国自整第 261 号の 3
令和 7 年 3 月 24 日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け国自情第 44 号・国自整第 50 号）第 11 条及び第 12 条に係る検査標章の取扱いについては、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和 4 年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日より、記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能が実装されることから、令和 7 年 4 月 1 日以降の特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについては、当該通達によらず、別添「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い」のとおり運用することとし、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に通知しましたので、傘下会員へご周知いただきますようお願いいたします。

国自整第 261 号の 3
令和 7 年 3 月 24 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け国自情第 44 号・国自整第 50 号）第 11 条及び第 12 条に係る検査標章の取扱いについては、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和 4 年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日より、記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能が実装されることから、令和 7 年 4 月 1 日以降の特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについては、当該通達によらず、別添「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い」のとおり運用することとし、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に通知しましたので、傘下会員へご周知いただきますようお願いいたします。

国自整第 261 号の 3
令和 7 年 3 月 24 日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け国自情第 44 号・国自整第 50 号）第 11 条及び第 12 条に係る検査標章の取扱いについては、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和 4 年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日より、記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能が実装されることから、令和 7 年 4 月 1 日以降の特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについては、当該通達によらず、別添「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い」のとおり運用することとし、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に通知しましたので、傘下会員へご周知いただきますようお願いいたします。

国自整第 261 号の 3
令和 7 年 3 月 24 日

一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け国自情第 44 号・国自整第 50 号）第 11 条及び第 12 条に係る検査標章の取扱いについては、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和 4 年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日より、記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能が実装されることから、令和 7 年 4 月 1 日以降の特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについては、当該通達によらず、別添「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い」のとおり運用することとし、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に通知しましたので、傘下会員へご周知いただきますようお願いいたします。

国自整第 261 号
令和 7 年 3 月 24 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け国自情第 44 号・国自整第 50 号）第 11 条及び第 12 条に係る検査標章の取扱いについては、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和 4 年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しているところであるが、令和 7 年 4 月 1 日より、記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能が実装されることから、令和 7 年 4 月 1 日以降の特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについては、当該通達によらず、別添「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い」のとおり運用することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、別紙のとおり関係団体にも通知していることを申し添える。

国自整第 261 号の 2
令和 7 年 3 月 24 日

軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け国自情第 44 号・国自整第 50 号）第 11 条及び第 12 条に係る検査標章の取扱いについては、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和 4 年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日より、記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能が実装されることから、令和 7 年 4 月 1 日以降の特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについては、当該通達によらず、別添「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い」のとおり運用することとし、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長及び関係団体に通知しましたので、了知願います。